

2012年3月23日

岐阜市議会議長 渡辺 要 様
岐阜市議会副議長 松原 徳和様

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜
代表 兼松秀代

岐阜市議会の総意「放射性廃棄物受託に関する意見書」を尊重するよう岐阜市に強く働きかけることを求める緊急要望書

岐阜県知事は県が焼却処分の施設を持っていないことから、自治体の意思を尊重すると表明し続けてきました。ところが3月16日国発出の「広域処理受入要請」を受け、3月22日に知事が県内の市町村長を集めた緊急会議で、受入要請を伝達し協議しました【資料－1 環境省ウェブ】。知事のこの対応は異例です。被災地への支援は自治体の意思により様々な方法があり、尊重されるべきです。国は4月6日までに受入の可否を県が集約して回答するよう求めています。

一方、岐阜市議会は広域処理に関し昨年9月27日、請願「放射性廃棄物受託に関する請願」で「地方自治体に押しつけないこと」を全会一致で採択しました。さらに「放射性廃棄物受託に関する意見書」を全会一致で可決し、災害廃棄物を「地方自治体に押しつけないこと」を国関係機関に伝えました。岐阜市議会の意見書可決は住民の切実な願いを受け止めたもので高く評価します。

この意見書は地方自治法第99条（「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」）の既定により提出されたもので、最大限尊重されなければなりません。市長は2011年9月30日の記者会見で議会の総意を尊重すると表明しました。

しかし、3月22日の知事主導の受入要請説明会は、岐阜市議会の意見書を危うくする可能性があります。

国は災害廃棄物に放射性廃棄物として扱いの限度を定めたクリアランスレベルを適用し、100ベクレル以下なら放射性廃棄物ではないとし、焼却灰は8000ベクレル以下なら管理型処分場に埋めるとしています。しかし仮に100ベクレル/kgは焼却より33.3倍（環境省の見解）に濃縮され、3330ベクレル/kgになる可能性があります。3330ベクレルは低レベル放射性廃棄物として管理されるべきです。徳島県のがれきに関する考え方を参照ください。【資料－2 徳島県の目安箱】

国会では3月16日、衆議院環境委員会で阪神淡路大震災と比較して、災害廃棄物の処理が進まないのは、現地での仮設焼却炉が設置がほとんど進められていないことが大きな要因と指摘されました。自治体が自区内に焼却炉設置を求めても県、国が全く対応しなかったことも紹介されました。【資料－3 2012.03.20 東京新聞特報】

また、広域処理の輸送費用は宮城県から東京に1ト、2万円と答弁しました。輸送形態、距離で異なりますが、これは税金でまかなわれます。

資料-1 には「不燃物」が含まれていますが、環境大臣は 3 月 16 日の衆議院環境委員会で対象を「焼却できるもの」と答弁し、矛盾します。量の妥当性を問われます。

よって私たちは以下のことを強く要望いたします。

記

地方自治法の既定により提出された岐阜市議会の意見書「放射性廃棄物受託に関する意見書」を最大限尊重するよう、岐阜市長に強く働きかけること。

以上